

『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会規約

(総則)

第1条 本規約は、『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会（以下「協議会」という）の設立に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画の「河川環境の整備と保全に関する目標」に基づき、多様な汽水環境の保全・創出と、観光スポットである松江堀川の魅力アップを図る。

- ① 松江堀川の生態系の把握
- ② 水環境の保全のための啓発
- ③ 官民協働での水環境保全
- ④ 地域住民、観光者の視点を取り入れた多様な水辺環境の創出

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別紙の名簿に掲げるアドバイザー（有識者）、会員をもって構成する。

(補則)

第4条 必要に応じ、「島根県河川整備計画検討委員会」へ報告、または意見を聞く。

2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、島根県土木部河川課に置く。

2 事務局には、必要な支援員を置くことができる。

(附則) 本規約は、平成27年7月16日より適用する。

本規約は、平成28年7月25日より適用する。

本規約は、平成28年9月30日より適用する。

本規約は、平成28年12月15日より適用する。

本規約は、平成30年5月11日より適用する。

本規約は、令和元年5月8日より適用する。

本規約は、令和6年7月1日より適用する。

【『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会 構成員名簿】

別紙

[アドバイザー]

| 分野 | 所属・役職名 |
|--|--------------|
| 水環境 魚類・底生生物 | 宍道湖漁業協同組合 参事 |
| 環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園松江管理官事務所 国立公園管理官 | |

[会員]

公益財団法人・民間等

| 団体名（公財） |
|----------------------|
| ホシザキグリーン財団 |
| 松江市観光振興公社 堀川遊覧船管理事務所 |
| 島根県環境保健公社 |

| 団体名（民間） |
|------------------|
| 宍道湖魚類研究会 |
| 認定NPO法人 自然再生センター |

行政

| 所属 | |
|----------------------------|------------------|
| 国土交通省 | 中国地方整備局 出雲河川事務所 |
| 松江市 | 都市整備部河川課 |
| | 観光部観光施設課 |
| | 環境エネルギー部環境エネルギー課 |
| | 文化スポーツ部文化財課 |
| | 産業経済部水産振興課 |
| 島根県 | 環境生活部 |
| | 自然環境課 |
| | 環境政策課 |
| | 農林水産部沿岸漁業振興課 |
| | 商工労働部観光振興課 |
| | 教育庁教育指導課 |
| | 松江県土整備事務所 |
| 土木工務第二部土木工務第三課 維持管理部管理課 | |

[事務局]

| 所属 |
|-----------|
| 島根県土木部河川課 |